

○厚生労働省告示第九十五号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表11の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名を次のように定め、平成二十年四月一日から適用し、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名（平成十八年厚生労働省告示第四百四十号）は、平成二十年三月三十一日限り廃止する。

平成二十年三月十九日

厚生労働大臣 舛添 要一

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表11に規定する傷病名、手術、処置等及び副傷病名は、次の表のとおりとする。

